

ユネスコ・生命倫理コア・カリキュラム、2011  
『人間の尊厳と人権についてのケースブック』1

ケーススタディー1-22

翻訳 西垣悦代

Cさんは31歳の女性で、重篤な頭蓋内出血を起こして病院の集中治療室に収容された。その結果、彼女は不可逆的な脳損傷を受けた。Cさんは意識不明の状態が続き、その生命は人工呼吸器と彼女の治療を担当する医師とスタッフの手によって維持されていた。

そのときCさんは妊娠していた。Cさんの夫は、胎児が生存し続け出産可能になるまで妻の生命維持装置が継続されることを強く望んだ。妻もまた胎児が生存可能になるまでは自分の命を維持してほしいと望んでいるだろう、というのがその時点の夫の明白な意見であった。もし、彼女の生命が何らかの形で犠牲にならざるを得なくなったとしても、子どもだけでも生きる機会を与えられるべきだということだった。

Cさんの担当医は胎児が成長し、生存できる可能性を得られるよう、生命維持装置を継続することに同意した。それは医学的に可能であるとみなされただけでなく、母親の願いはいかなるものだったであろうかということを考慮に入れた結果、子を出産するためにCさんの生命を維持することが、彼女にとっての最善の利益であると判断され、下された決定であった。

その結果、Cさんは集中治療室で高度な生命維持装置に繋がれ続けた。妊娠32週に達するころ、Cさんと胎児の生存にいくつかの困難が生じた。彼女は「重篤な脳損傷を伴う長期にわたる生命維持による複数の感染症とその他の生理学のおよび代謝性の合併症」を発症していた。帝王切開による出産が適用可能な時期に達していた。

手術は直ちに行わなければならなかった。一日の遅れが胎児にさらなる危険をもたらし、遅延が長引くごとに、危険性は増していく。

しかし、帝王切開を早産であると思い込んでいる夫は、強硬に反対した。夫は彼の霊的指導者から霊的な癒しの力を整えるためにはもう少し時間が必要であるから、最低あと10日は出産を延期することが必須であると言われていたのだった。夫は出産の延期だけが母と子の福利を同等に確実にするものだと思っていた。

病院は胎児の命を救うために、夫の強い反対と C 夫人の明白な同意なしでも、帝王切開を実施すべきか。

ここに、すべてではないが複数の考えられ得る解決法がある。これを他の解決案と共に議論しなさい。倫理的な論点を明確にして、あなたに最も当てはまる解決策をその理由とともに定めなさい。

**YES** C さんの希望は非常に明白である。彼女は自分が生かされることで胎児が出生し生きる機会を得ることを望んでいた。よって、病院は帝王切開を実施することによって彼女の希望を満たすことになる。C さんの希望は強く明白であるから、夫の反対は考慮しなくてよい。

**NO** C さんの夫は手術の同意をしなかった。C さんがこの手術に明白な同意をしていない以上、手術は実施されるべきではない。

**NO** 明白な同意が得られていない以上、病院はまだ生まれていない子のために、患者の生命を危険にさらすべきではない。

**YES** C さんはまだ生まれていない子を産むためだけに生かされ続けてきた。よってたとえそれが C さんの生命を危険にさらすとしても、手術は実行されるべきである。

## 本ケースについてのノート

### 判決

本事例はその国の裁判所で審議された。裁判所は母親が重篤に脳損傷を受け、出生前の子の生命に関わっているという、このような悲劇的な事態において、これらの利益が決定における生死に関わる要因である以上、その子の利益を直接考慮することは自然なことだと思われる。しかしながら、胎児はその誕生の瞬間までは、母となるべき女性に対して帝王切開を実施するかについて法廷が考慮すべきいかなる個人としての法的利益も持ち合わせではない。端的に言えば、法廷は胎児の利益を保護するためだけに明文化された決定を布告する司法権は持っていない。

裁判所は第一に母親の意思を考慮しなければならない。もし、母親がいかなる意思の表明もできないのであれば、その場合に限ってのみ、母親の最善の利益が考慮されるべきである。

本ケースにおいては、重篤な大脳の損傷の状態が続き、深いこん睡状態にある C さんが帝

王切開に対して同意を与えるあるいは控えることをいかなる形でも実行できないことに議論の余地はなかった。本ケースの状況に道筋を与えるには、Cさんの最善の利益を考慮しなければならない。その最善の利益は、単にCさんを臨床的に生存させ続けるために必要なことには限定されず、特に彼女自身は何を望んでいたろうか、といったより広範な要因を包括している。

このような状況下では、健康な子どもを誕生させるべく試み、それを確実にするために手術を実行することが患者の最善の利益である。それ以外のすべての制約をさておいても、子どもの生命を危険にさらすリスクを取らないように、胎児の母親の子宮外での生存について、特別な配慮を払わなければならない。

申し立ては承認されたが、それは母親と胎児が異なる利益を持っていたからではない。胎児は独自の体組織を持ち、完全に独立した生命の可能性を持っているので、Cさんと胎児はもはやひとつの存在であるとは見なされない。母親の意思は、もし自らそれを表明することが可能であったなら、健康な子を産むことであつたらうと手に入る証拠から示唆されている。これらすべての状況から、出産は明らかに彼女の最善の利益であつた。

## ディスカッション 意識のない患者の推定同意

すべての人は尊厳の一部として、自身の意思を尊重されるべき権利を持っている。我々が自ら問いかける質問は、誰が人間とみなされるべきか、ということである。人の生命についてはいくつかの形態と概念がある。(たとえばカトリックでは)、人の生命のすべての形態は人間とみなされるべきであるとし、従って保護される権利があると論じる。他の見解では、「生まれた人」だけが人間とみなされるべきであると論じている。別の疑問は、回復の見込みのないまま人工的な生命維持装置に依存している人に対する責務や、他の人の権利と衝突するかもしれない胎児に対する責務に向けられる。

一人以上の人に関わっている状況での第一段階は、誰が患者であるか決定することである。胎児は権利を持っていないので、その利益を考慮する必要はない、と言う人がいるかもしれない。また他の人は、胎児は人間としての正統な利益を持っていないかもしれないが、母親を傷つけることがない限りは、その最善の利益を考慮しなければならないと主張するかもしれない。しかし、もし、母親が患者であるのなら、我々は、彼女が最善の利益だと考えること (her best interest as she sees it) にそって行動しなければならない。

母親と胎児の利益が衝突するとき、両者の間の平衡点を見出さなければならない。このよ

うなバランスを考慮するとき、我々はそれぞれの患者の視点からみた利益を考慮に入れなければならない。

母親であれ胎児であれ、人の名誉を支持する重要性は、我々が社会として彼女に感じる名誉、願望、彼女の願いを具現化する際に与える尊重、などの自律性こそがその中心であることを強調する。個人の名誉を支持することの一部には、その人の希望を具現化するために医学的治療を実行することも含まれる。もっとも他のケースや患者の場合には、医師は異なる手続きをとるかもしれない。たとえば、子の誕生のための保育器としての役割のためだけに何カ月も生命を引き延ばすことは、必ずしも患者を尊重していることにはならない。しかしながら、もしそれが彼女の望みであり、患者の生命を延長することが生命を新たに創造することのためならば、医療従事者はその人の希望を実現する義務を負う。